九州大学大学院システム情報科学研究院システム情報科学研究支援プラットフォーム利用規程

令 和 4 年 度 九 大 規 程 第 4 4 号 制 定:令和 5 年 1 月 1 3 日 最終改正:令和 5 年 1 1 月 2 7 日 (令和 5 年度九大規程第 5 0 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院システム情報科学研究院(以下「研究院」という。)に設置するシステム情報科学研究支援プラットフォーム(研究院における、研究機器・設備の共用を促進し、管理運営する機能システムをいう。以下「ISEEPF」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 ISEEPFの研究機器・設備(以下「設備等」という。)の利用を希望 する者は、所定の申込方法により設備等毎の管理責任者に申請し、その許可を得 なければならない。

(利用者の義務)

第3条 設備等の利用者(以下「利用者」という。)は、設備等毎に定める利用条件及び職員の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって設備等を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、設備等を滅失・破損若しくは 汚損し、設備等の消耗品を過度に消耗し、又は設備等が有する情報資産を毀損し たときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (利用料)

- 第5条 利用者は、別表に掲げる利用料を納付しなければならない。
- 2 前項に規定する利用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、研究院長が特に必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既納の利用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、ISEEPFの利用等に関し必要な事項は、 研究院長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大規程第12号)

この規程は、令和5年6月26日から施行する。

附 則(令和5年度九大規程第50号)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

別表 (第5条第1項関係)

1. 1時間当たりの利用料を設定する設備

設 備 名	利用料 (円/時間)	
	本学が管理する経費 から支出される場合	左記以外の経費か ら支出される場合
TESLA V100 SXM2 搭載 Linux サーバ	1, 900	
分光エリプソメーター SE-2000-KU	2, 100	2, 100
テーブルコーチ T500-F	2 6 0	2 6 0
卓上電子顕微鏡 TM4000plus	1, 300	1, 300
モーションキャプチャシステム	780	7 8 0
3 Dプリンタ AGILISTA (※1)	2, 400	3, 100
比抵抗/ホール測定システム (※2)	3, 100	3, 100

- (※1) 3 Dプリンタ AGILISTA を使用する場合は、次に定める額を加算する。
 - ・インク (モデル材) AR-M2 1 g 当たり 5 5 円
 - ・インク (サポート材) AR-S1 1 g 当たり49円
 - ・インク (モデル材) AR-G1H 1 g 当たり82円・インク (モデル材) AR-G1L 1 g 当たり82円

 - ・機器の操作説明が必要な場合 1時間当たり5,100円
 - ・設計図の検証が必要な場合 1時間当たり5,100円
- (※2)技術補助が必要な場合は、1時間当たり2,100円を加算する。

2. 1件当たりの利用料を設定する設備

	利用料 (円/件)	
設備名	本学が管理する経費 から支出される場合	左記以外の経費か ら支出される場合
酸化物半導体薄膜用スパッタリング成膜装置 (※1)	13,000	17,000

(※1)技術補助が必要な場合は、1時間当たり2,100円を加算する。